

嶋村家神札・護符等の版木と青山祭祭壇図

竹中 友里代

ここで紹介する神札・護符等の版木は、仕丁座神人嶋村家に伝来する古文書群のなかに、木製の箱ひとつにまとめられていた（口絵8）。

嶋村家は、八幡市八幡馬場にある屋敷地内の土蔵を整理中に、古文書や民具が多数発見され、地域の歴史資料として役立てて欲しいとの所蔵者のご意志によって、平成18年(2006)ふるさと学習館(八幡市教育委員会)に搬入した。古文書については受け入れから約3年をかけて整理、目録作成を行い、20箱、総数1778点がかぞえられた。目録の作成をもって平成21年(2009)6月に寄贈の手続きは完了したが、施設・体制等の諸条件から公開までには至っていない。

嶋村家は、近世石清水八幡宮仕丁座神人を勤め、現在地とは異なるが、同じ馬場町に代々居住していた。神馬飼・香華座と共に三座組に属し、代々の徳川将軍の領知朱印状により仕丁座全体に対して合わせて26石6斗の知行が与えられていた。

徳川家康領知朱印状の知行目録⁽¹⁾によってその内訳は、「四石 八幡助兵衛、四石九斗九升 同大津二郎兵衛、弐石七斗七升 同太郎兵衛、四石貳斗 同源兵衛、六斗八升 同甚大夫、壹石壹斗八升 同掃部大夫、壹石三斗 同与兵衛、三石九斗 同勘左衛門、六斗 同藤兵衛、参石七斗九升 同太郎左衛門」である。当家は「定太夫」と称し、「知行当名目録」では、助兵衛の四石を受け継いでいる。古文書目録から検索すると「定太夫」は、文化11年(1814)が初見で、幕末明治にその名が見られる。ちなみに年未詳であるが江戸後期から幕末頃の記録⁽²⁾では、知行目録に列挙されている十名の仕丁座神人のうち助兵衛はじめ大津次郎兵衛・太郎兵衛・源兵衛・勘左衛門・藤兵衛が同じく嶋村姓を名乗り、掃部大夫・与兵衛・太郎左衛門が辻村姓、甚太大夫だけが中島姓である。

常番仕丁座は、山上馬場の西側、南門の近くにあった仕丁舎を控え所としていた。仕丁舎は常番所とも称され、その名が示すように、そこで宿直を勤めた。1番組から6番組に組織され、毎月朔から5日までが1番組、6日から10日までは2番組、11日から15日までが3番組というように、各組5日ごとに交代で勤番し、朝夕定刻になれば西谷門や東西南北にある各総門の開閉を行う。また風雨雷鳴などの異変があった時には即刻駆け付けて社殿を守護していた。また社頭から庭上馬場先にいたるまで毎日清掃し、常に清浄を保つことが日常の職務であった⁽⁴⁾。

仕丁舎では、地蔵尊を安置し地蔵講が行われていた。本宮回廊内に入って参拝し、織田信長が寄進した黄金の樋などの拝見を願う者は、この仕丁舎で案内を乞い、浄衣に改めることとなっており、参拝客の案内役を勤めていた⁽⁵⁾。

さて、行幸や祈祷などの臨時の祭礼にあたって、仕丁座神人の重要な職務は、社殿の荘厳及び神事

祭場の設営である。まず神事の前に祭場を清掃し清祓する。社務や神官・所司・楽人ら列席者が着座する場所に畳・菰（コモ）などを敷き、祝詞・玉串を捧げる位置に八脚机や帙を配置する。敷物は着座する者の身分・職務によって違いがあった。勅使拝礼の際には、宮大工より手水具を受け取り所定の場所に設置し、手水所で手拭いを渡すなどの手水の介添を行う。畳師神人が用意した畳の敷物を畳師より受け取り拝礼場所に設置する。宮工司が拵えた提灯台や灯明具を受け取り所定の場所に据え、灯明を承仕とともに灯す。神事の進行に合わせて、これら敷物や机・灯火を置き、不要になると撤去する⁽³⁾。神事の影の進行役ともいえる役務である。このような動作は、神事次第の詳細な動きと必要な道具を熟知し、道具を製作し準備する神人ともやりとりがなければ行えない勤めである。

また慶応4年（1868）正月鳥羽伏見の戦火を避けて、ご神体を大住村奥之坊に遷幸した後、官軍の命により還幸する際、本宮の道路、馬場先や社殿周辺などの山上を掃き清めるよう命ぜられている。こういった非常時には、祭場のみならず山上の環境整備なども担っていたのである。

文久3年（1863）の孝明天皇の行幸では、17名の仕丁座神人が列挙されており、職務遂行には、知行目録の十名以外にも多くの仕丁座神人が奉仕していた⁽³⁾。こうしてみると仕丁座神人の職務は、日常的に繁忙であるため、農工商など他の職を本業として、兼務することは困難であった。

仕丁座神人の経済基盤は、先述の朱印状による知行で、大津二郎兵衛の4石9斗9升が最も多く、各人それ以下の石高である。そこに臨時の神事を行うにあたって下行米が支給される。元禄期の本社修復後の正遷宮の儀式では、正遷宮下行米2千石に対して仕丁座全体に支給された下行米は、9石である⁽⁶⁾。繁多な神役を勤めるにはわずかの石高ではなかろうか。それを補う収入として、参拝客が求める神札・土産の護符などを本殿の宝前や下院において配布し代価を得ていた。また他に参拝客が投じる賽銭が仕丁座神人の収入として認められていたのである。

137頁「嶋村家神札・護符等版木一覧」に示すように、当家に残る版木や刷毛には、文久元年（1861）・慶応2年（1866）の年紀とともに「嶋定」「定太夫」などの墨書・刻銘によって、使用者が仕丁座神人の嶋村家自身であることが確認できる。丹・パレン・作業台も備え、これら神札を自ら一枚ずつ刷り出し作製したことを示す。

No.1から6は、近世の祈祷札・神札の版木で、朱が付着する。No.7から18は、身につける護符・守り札の印であろう。

No.21・22は、「目釘竹」の印である。目釘とは、刀剣の刀身が柄から抜けないように、孔に差し込んで固定する釘である。『都名所図会』によると、一ノ鳥居の南の回廊内、現在の頓宮殿の位置に、御旅所の疫神堂（やくじんどう）があった。正月15日から19日には、その年の疫難を祓うとして世人が群参し、その土産物には、蘇民将来の札・破魔弓・毛鑓などとともに、目釘竹も求められた。とくに八幡産の竹で作られた「目釘竹」は、良質に加えて八幡神の守護を仰ぎ、諸藩の武士に好まれ、年間20万個以上が授与された⁽⁷⁾という。

黒川道祐の『日次紀事』によると正月18日、頓宮の前庭に榊数千本を建て、疫塚を作る。夜になり宮守座神人が背を内側にして榊を囲み立ち、往古はこの榊を燃やして疫を祓ったことから、宮守神

人を背灸衆（せあぶりしゅう）と称したという。宝暦10年（1760）宮守神人一行事件斎らが当職役人に提出した「〔青山祭祭壇圖〕」では、御旅所前に忌み竹8本を立て、そこに注連縄を張り巡らし、八角形の囲いの中に二か所の青山と称する榊の垣が設けられている⁽⁸⁾（口絵7）。安永から幕末までの社士日記によると18日の祭礼を、特に「青山祭」と称し史料上に表れる。社士や縁者の公家にも厄年余けとして信仰され、社士が参拝するのは決まって18日である。

現在も石清水八幡宮頓宮殿前では毎年正月18日に青山祭がおこなわれている。その祭壇は、忌竹・榊・青木などの常盤木をまとめて青垣を作り、八角形の形に立てる（口絵6）。南の一辺を開け、その奥に案を置き斎場を設ける。火が暮れてかがり火のもと神供、祝詞拝礼等の祭祀が行われている。青木で作られた斎場を神籬（ひもろぎ）とし、神を招来する祭礼である。

この御旅所内にある疫神堂で行われる祭礼については、その起源は、異国人来朝により疫病が流行したことから、都の四方国境にて疫神を防ぎ払う「道饗祭」であり、疫病流行の折りに空海が般若心経を講じたことに倣い、石清水でも往古は、19日に心経会と称して、舞楽・田楽・相撲などとともに挙行されていたという。心経会は中古廃絶したが、京大阪や近郊の庶人による信仰が盛んになった。はじめ公文所上野家の私邸内の宝山神殿にまつられており、19日の一日に限り遷宮されていたが、歳厄の神・疫神として世に広く知られるようになり、享保10年（1725）冬に頓宮内殿に小祠が築かれ、そこへ正式に祭られるようになった。厄年参りと称して42歳、35歳の厄年に当たる者は前厄・後厄とあわせて三ヶ年参ることが世に広まった。特に15日から19日は、その年の災難を払う「疫神参」として諸人群参夥しく、幕末期には、参拝客を相手に紙細工の竹槍・風車・竹作りの杓の簪、竹の枝に付けた紙の鯉が土産として盛んに商われていた⁽⁹⁾。

近代以降も石清水八幡宮の厄除け信仰は根強く、この「法会」（ほうえ）と呼ぶ期間は、正月三ヶ日をしのぐ賑わいで、昭和40年代頃までは紙鯉・簪・弓矢などを売る店が数件残っていたと地元では伝える。

法会の賑わいによって嶋村家がこれら版木で作る目釘竹や守札なども参拝客に求められ、仕丁座神人の重要な収入源となっていたのである。

なお、明治元年（1868）閏4月には、神仏分離政策によって護符・牛王札などの配布が差し止められ、当時の石清水八幡宮社務の南武胤から、お札の残部を版木ともども焼き捨てるよう命じられている。

明治3年（1870）の記録による「庚午正月十五日方御本宮楼門二埒ヲ入、縵ヲ掛、東門ヲ閉切、西門斗出入為致、仕丁之者宝前ニ而神札弘候事差止、御門外ニ而為弘、馬場前茶店埒外へ引入、下院も同断札弘候事為止、廻廊ニ而勤番為致候事等一社惣代之存付ニ而為致候処、」とある。明治3年仕丁座の山上宝前及び下院においても神札の配布が差し止められ、いよいよ回廊においても勤番の役が解かれようとしている。

嶋村家のこれら版木はいつしか土蔵内に忘れられたが、古文書調査とともに仕丁座神人の営みの具体像を知る史料として発見されるにいたった。

(註)

- (1) 嶋村家文書 1-6号、慶長5年5月25日「知行目録〔徳川家康領知朱印状写〕(仕丁座)」
- (2) 嶋村家文書 1-183号、「御朱印高区当名目録」常番仕丁座
- (3) 嶋村家文書 2-5号、「行幸区公方様御社参臨時莊区」(弘化4年から明治4年の行幸や臨時参拝時の神前諸道具の配置図や神事次第等を記録する)
- (4) 辻村家文書 2-21号、慶応4年「日記」・2-22号、明治2年「日記録」
- (5) 長瀨尚次「八幡山名所案内記」(『新撰京都叢書』第5巻、昭和61年臨川書店)、本書第IV部参照。
- (6) 八幡市教育委員会・石清水八幡宮『石清水八幡宮諸建造物群調査報告書』平成19年、(本文編第6章第2節資料【八幡末社御朱印高之覚】106頁)
- (7) 京都府教育会綴喜郡部会編『山城綴喜郡誌』明治41年11月
- (8) 伴家文書 2-97号、宝暦10年12月「〔青山祭祭壇圖〕」。本書巻頭カラー図版参照。
- (9) 長瀨尚次「男山考古録」巻10、疫神堂 329頁(『石清水八幡宮史料叢書』一)

明治十二年十二月

男山八幡宮社旧神官

奉歎願候口上書

一今般格別之以御仁恤、朱印并下行米等下賜候段有難奉存候、然ル処私共座中之儀ハ、往古ヨリ於神前勤番宿直仕、御門之開閉、社頭之栖掃、庭上馬場末ニ至ル迄無怠慢掃除仕、祭典之砌ハ勿論、風雨雷鳴其他非常ノ節ハ、一同社頭江走附守護仕候、渾而御用繁多最上之職掌ニ御座候、於朱印ハ豊臣家以来、纔四石余ヨリ以下或ハ六斗或ハ無祿之者モ御座候、右ハ日々勤務仕、神札・守符料・初穂・賽銭等之社入ヲ以テ給料ト被下成候故、些少之朱印高ニ御座候得共勤務專一二勉強仕居候、然ルニ去年三月、乙第十二号旧神官配当祿規則中第八条但シ書ニ、賽銭等ノ收入ハ此限ニ非スト記載有之候ニ付、十年九月乍恐歎願仕置候、第八条本文ノ通毎年定例ヲ以テ配当ヲ受タル類ニ相当仕候様奉存候、既ニ前件之通無祿ノ者モ御座候上ハ、第八条第十三条本文ノ趣ニ御見做被遊、御仁恕ノ以思召ヲ給与被遊度候様、御願奉申上候、既ニ第五条ニ村吏農工商等本業有之者ニ而、祭事ヲ兼務仕配当ヲ受タル者云々同様ニ而、一ケ年ニ壹度又ハ兩度ヨリ神役無之候輩迄御下賜被為遊候、難有思召ニ御座候間、私共座中之者ハ右之輩トハ違ヒ、日々勤番宿直一切本業有之者ニハ無御座候間、神勤被免候後ハ、生活難相成、居宅等迄売却致、妻子離散仕候者モ御座候而、難洩至極御座候間、何卒格別之以御憐愍ヲ、御給与被遊度候様偏ニ歎願仕候間、此段御聞届被遊度候様、伏而御願奉申上候也

京都府知事榎村正直殿

島村安親

島村宗信

島村政家

島村昌忠

島村 光

辻村政久

辻村安久

中島永道

中島孝太郎

神元長安

神元龜次郎

十三軒惣代

辻村豊富

島村忠宗

嶋村家神札・護符等版木一覧

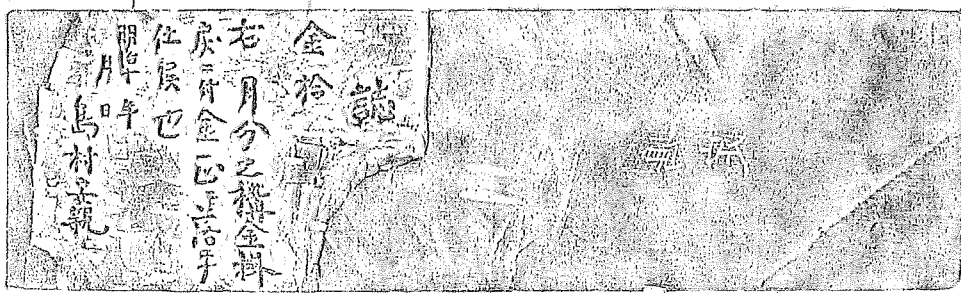
No.	名称	刻銘	裏面等の刻銘・墨書銘	縦	横	厚さ
1	版木	「石清水八幡宮御祈禱牛王御札」	刻銘「嶋定」、(裏)「誌/金拾/右月分之構金掛/戻ニ付正ニ落手/仕候也/明治十年/月日/島村安親」	34.6	9.7	2.8
2	版木	「石清水八幡宮御祈禱神札」	墨書「寅年九月吉祥日/慶応丙二/島定主」	24.5	8.6	1.8
3	版木	「石清水八幡宮守護所」	墨書「嶋定/定太夫持物」	27.2	6.0	2.4
4	版木	「石清水八幡宮守護所」		28.9	5.9	2.0
5	版木	「石清水八幡宮守護所」	刻銘「嶋定」	26.5	5.0	1.3
6	版木	「石清水八幡宮守護所」	刻銘「嶋定」	26.8	5.7	2.0
7	印	「石清水八幡宮御守護」	刻銘「上」、「シマ定」	7.8	3.5	1.5(4.1)
8	印	「石清水八幡宮御守護」	刻銘「上」、「定」	7.3	3.9	1.3(4.3)
9	印	「石清水八幡宮疱瘡御守」	刻銘「嶋定」	7.5	3.8	2.4(7.4)
10	印	「石清水八幡宮御神前疱瘡御守」	刻銘「上」、墨書「定」	7.5	3.9	1.1(4.1)
11	印	「石清水八幡宮疱瘡御守」		7.0	3.2	1.6(3.9)
12	印	「石清水八幡宮安産御守」	刻銘「上」、墨書「島定」	7.8	3.1	1.2(4.5)
13	印	「石清水八幡宮御神前疱瘡御守」	刻銘「上」、「定」	7.5	3.8	1.3(4.0)
14	印	「石清水八幡宮厄除御守」	刻銘「上」「定」	7.5	3.1	1.7(4.5)
15	印	「八幡皇太神宮奉修天度所」		7.5	3.1	2.4(4.3)
16	印	「八幡大神奉修大度所」	刻銘「嶋定」	4.8	1.2	4.2
17	印	「八幡皇太神宮」	刻銘「上」	5.2	1.3	3.8
18	印	「御神符」	刻銘「定」	5.1	1.9	0.9(3.1)
19	印	「八幡宮御精」	刻銘三ヶ所「定」	3.0	3.4	1.2(4.0)
20	印	「八幡宮御精」	刻銘「上」、「貞」	3.8	3.9	1.4(4.7)
21	印	「石清水八幡宮目釘」	刻銘「上」	3.0	2.5	2.0(3.1)
22	印	「八幡宮御神前目釘竹」	墨書「定」	2.9	2.3	1.2(4.0)
23	如意宝珠印	「八祀」	刻銘「定」	9.8	8.4	3.5(7.0)
24	如意宝珠印		刻銘「定」	4.7	3.3	1.5(3.9)
25	如意宝珠印		墨書「定」	4.0	3.5	1.8(4.0)
26	花押の印		墨書「上」、「下」	3.1	4.8	1.0(2.0)
27	印	「八幡柴座八百善」		3.9	4.0	1.9(5.0)
28	刷毛		墨書「文久元酉年/十一月吉日」、「安照」	9.4(柄の長さ)	5.7(刷毛の幅)	—
29	刷毛		墨書「辰九月六日」、刻印「氏原口兵衛」	19.9(柄の長さ)	2.8(刷毛の幅)	—
30	刷毛		墨書「定」	5.2(柄の長さ)	4.6(刷毛の幅)	—
31	刷毛			14.5(柄の長さ)	4.5(刷毛の幅)	—
32	木製品	墨書アリ、判読不能	用途不明。	12.7	1.3	1.7
33	朱入れ皿			5.8(口径)	—	2.2
34	馬連			7.2	8.2	8.6
35	板		作業用木製台カ	35.8	20.4	2.7
36	丹		墨書「四五年以前借用申候タン」、「タン十笏」	—	—	—



No. 2 裏



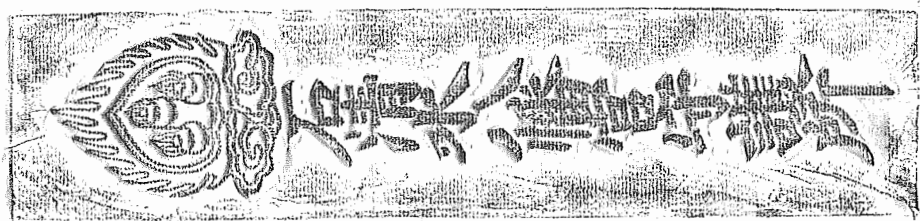
No. 2



No. 1 裏



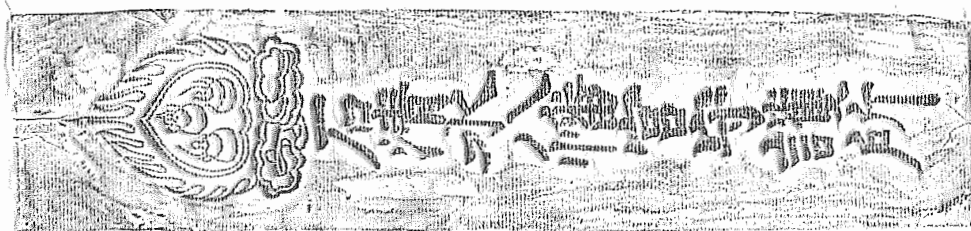
No. 1



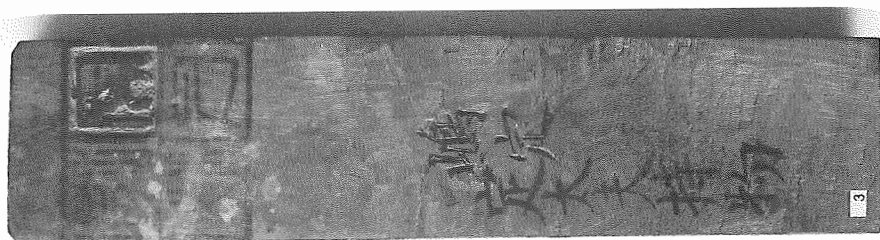
No. 6



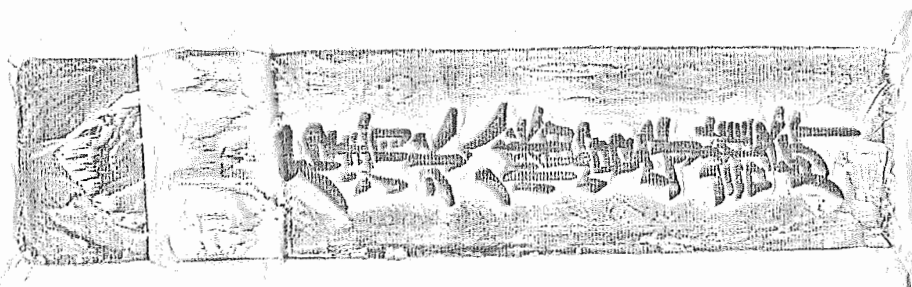
No. 5



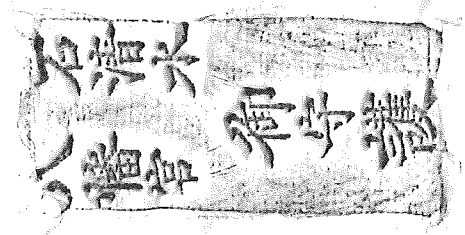
No. 4



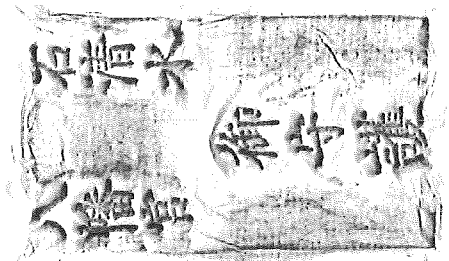
No. 3 裏



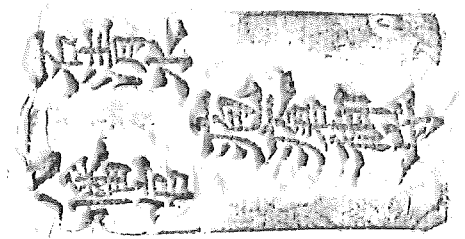
No. 3



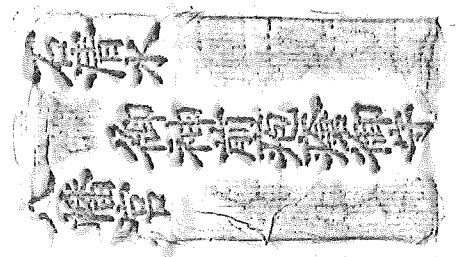
No. 7



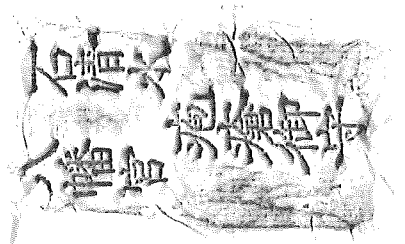
No. 8



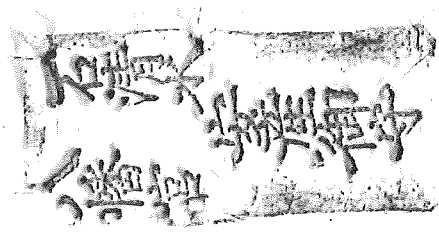
No. 9



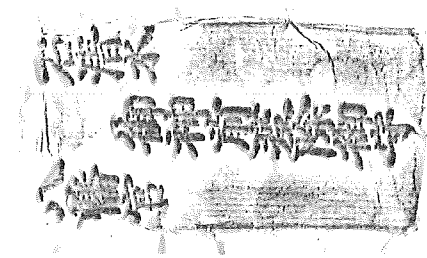
No. 10



No. 11



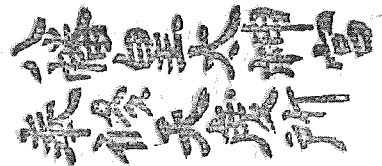
No. 12



No. 13



No. 14



No. 15



No. 16



No. 17

神符

No. 18

神符
信宮

No. 19

信宮
御朱

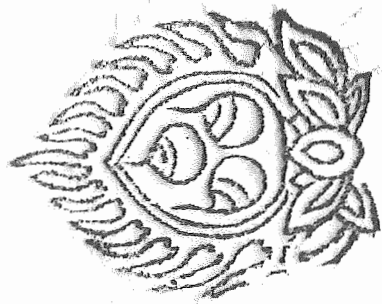
No. 21

神符
信宮

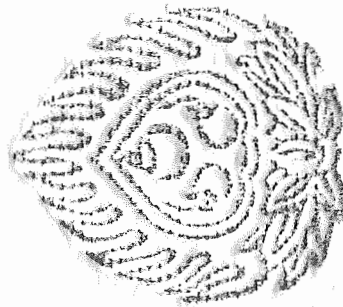
No. 20

信宮
御朱
目釘

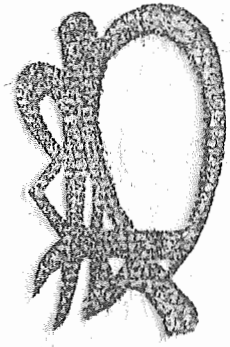
No. 22



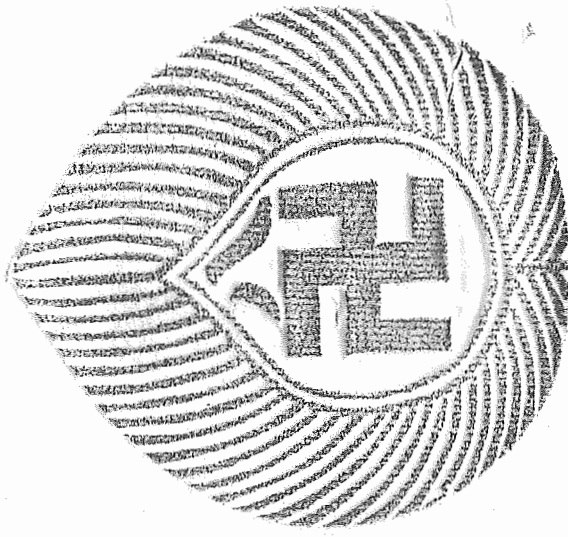
No. 24



No. 25



No. 26



No. 23



No. 27

表紙解説

	1 2 3
5	4
(裏)	(表)

- 1 石清水八幡宮本殿楼門の内部
- 2 慶長5年5月25日「徳川家康朱印状」部分（木村家文書）
- 3 木村家の土蔵にて古文書を説明する故木村富彦氏
- 4 石清水八幡宮本殿楼門、背景に神紋
- 5 石清水八幡宮、鳩八幡宮・神紋

配色は、2009年3月「平成の大修造」により、鮮やかによりみがえった石清水八幡宮本殿楼門の朱色を基準とした。

(写真提供 2, 3 八幡市教育委員会、1, 4, 5 石清水八幡宮)



京都府立大学文化遺産叢書 第3集

八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図

—地域文化遺産の情報化—

編集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）
竹中 友里代（八幡市ふるさと学習館主任学芸員）

発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

発行日 2010年3月31日

印刷 株式会社 春日
〒630-8126 奈良市三条栄町9-18